

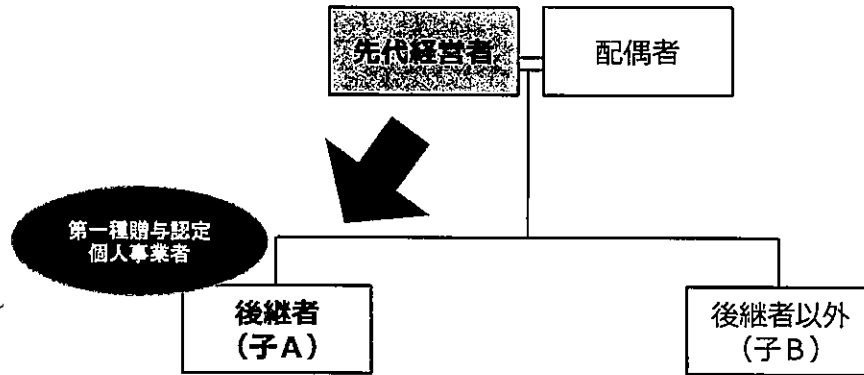
# 第1章 個人版事業承継税制の概要

## 認定の種類について

(例)

### 第一種認定

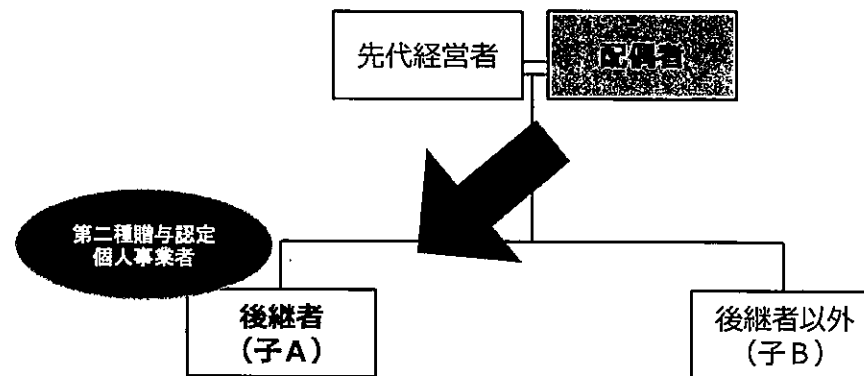
先代事業者から後継者への贈与/相続が対象となります。



先代事業者から特定事業用資産を贈与/相続

### 第二種認定

最初に先代事業者からの移転が行われている必要があります。  
先代事業者からの贈与/相続以後、1年以内に行われた同一生計親族等からの贈与/相続が対象※となります。  
※先代事業者が自己の事業の用に供し、かつ、先代事業者の青色申告書に記載されていた生計一親族等保有の特定事業用資産が対象となります。



先代事業者の同一生計親族等から特定事業用資産を贈与/相続

※後継者は、第一種贈与認定個人事業者であり、かつ、第二種贈与認定個人事業者となります。